別表五　記載要領

1　この表は、法第６条第２項に規定する内国法人が特定基準法人税額に係る確定申告（法第24条の４第１項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）の提出をいう。第３号において同じ。）又は当該申告に係る修正申告をする場合に記載すること。

2　「旧納税地及び旧法人名等」の欄は、納税地又は法人名に変更があった場合に、変更前の納税地又は法人名を記載すること。なお、納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

3　「課税対象会計年度分の地方法人税　　申告書」の空欄は、特定基準法人税額に係る確定申告をする場合には「確定」と記載し、修正申告をする場合には「修正確定」と記載すること。なお、期限後申告（期限後申告書の提出をいう。）をする場合には、その旨を併せて記載すること。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表一の表の改正規定、同表の記載要領第四号の改正規定、別表二の記載要領の改正規定及び別表二付表一の記載要領の改正規定並びに附則第三項の規定は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日から施行する。

2　改正後の地方法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第七条の二第二項の規定は、内国法人の令和六年四月一日以後に開始する課税対象会計年度の特定基準法人税額に対する地方法人税について適用する。

3　新規則別表一の書式は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の附則第一項ただし書に規定する日以後に終了する課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税について適用し、法人の同日前に終了した課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税については、なお従前の例による。

4　新規則別表五の書式は、内国法人の令和六年四月一日以後に開始する課税対象会計年度の特定基準法人税額に対する地方法人税について適用する。

○財務省令第三十八号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第六号及び第十一条の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月十二日

財務大臣　鈴木　俊一

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「又は第二項」を「から第四項まで」に改め、同条第十四号中「第六項まで」を「第八項まで、第十項又は第十一項」に改め、同条第十六号を削り、同条第十七号を同条第十六号とし、同条第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十一号を同条第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一　措置法第四十四条の五第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第二十五号を削り、同条第二十六号中「第三十号ロ」を「第二十八号イ」に改め、同号を同条第二十五号とし、同条第二十七号を同条第二十六号とし、同条第二十八号を削り、同条第二十九号を同条第二十七号とし、同条第三十号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハを削り、同号ニを同号ロとし、同号を同条第二十八号とし、同条第三十一号イからハまでの規定中「からニまで」を「又はロ」に改め、同号を同条第二十九号とし、同条第三十二号を同条第三十号とし、同条第三十三号を同条第三十一号とし、同条第三十四号を削り、同条第三十五号中「第五十七条の四の二第一項」を「第五十七条の四第一項」に改め、同号を同条第三十二号とし、同条第三十六号を同条第三十三号とし、同条第三十七号から第七十九号までを三号ずつ繰り上げる。

別記様式の記載要領第四号の表試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	第42条の４第１項	00688	法規別表六（九）「23」の欄の金額
	第42条の４第４項	00689	法規別表六（十）「20」の欄の金額
	第42条の４第７項	00639	法規別表六（十二）「11」の欄の金額
	第42条の４第13項	00675	法規別表六（十四）「14」の欄の金額
	第42条の４第18項において準用する同条第13項	00676	法規別表六（十四）「28」の欄の金額

別記様式の記載要領第四号の表中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（十七）「16」を「別表六（十五）「16」に、「別表六（十七）「21」を「別表六（十五）「21」に改め、同表沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項から沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項までの規定中「別表六（十六）「18」を「別表六（十六）「18」に改め、同表沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（十七）「23」を「別表六（十六）「23」に改め、同表国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別